$N_{0.20} - 30$

2020 (令和2) 年11月2日

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509 ホームページアドレス [http://www.zenhokyo.gr.jp]

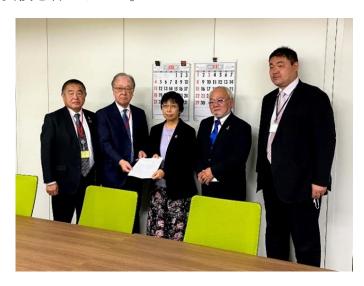
一今号の目次一

♦	令和3年度予算要望活動を実施(保育三団体協議会) ・・・・・・・・・・・・・1
♦	自由民主党社会福祉推進議員連盟「総会」に出席(保育三団体協議会) ・・・・ 4
♦	処遇改善等加算に関する具体的な説明資料を公表(内閣府) 5
♦	乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間(内閣府等)······6
♦	指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する保育所に対する指導監査の実施主体について(厚生労働省) ·············7

◆令和3年度予算要望活動を実施(保育三団体協議会)

令和2年10月28日、万田会長は令和3年度予算要望活動を実施し、保育三団体協議会において、日本保育協会・大谷泰夫理事長、全国私立保育園連盟・小林公正会長とともに、厚生労働省、内閣府、財務省を訪問しました。

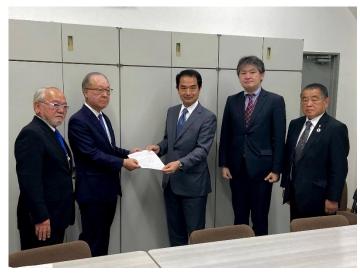
保育士等の処遇改善、人口減少地域における保育の維持・継続等について要望し、意見 交換を行いました。



(厚生労働省では、子ども家庭局・渡辺由美子局長(中央)、保育課・矢田貝泰之課長(一番右)と保育現場の現状と課題について情報共有を行い、保育三団体協議会において引き続き意見交換を行うことを確認した)



(内閣府では、子ども・子育て本部・嶋田裕 光統括官(右から2人目)、藤原朋子審議官 (一番右)に要望書を手交)



(財務省では、主計局・宇波弘貴次長(中央)、一松旬主計官(厚生労働第一担当)(右から2人目)に保育所・認定こども園等の保育・子育て支援への一層の財政措置を要望)

また、同日午後、奥村尚三副会長、森田信司副会長は参議院議員会館を訪問し、要望活動を実施しました。(衆参両議員に対する要望活動については、保育三団体協議会において分担して実施することとなっており、今回は参議院議員 62 名を訪問し、保育施策のさらなる推進を求めるとともに、保育士等の処遇改善のための公定価格の充実を要望しました。)

要望書の内容については、本ニュースNo.20-29 をご参照いただくとともに、下記の内容をご確認ください。

令和3年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人 日本保育協会 理事長 大谷 泰夫 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会 会長 万田 康 公益社団法人 全国私立保育園連盟 会長 小林 公正

新型コロナウイルス感染症の拡大の中、学校が一斉休校となる状況にあっても、保育所等は社会を支えるため、保育を継続し、社会生活や経済活動を営む上で不可欠なインフラであることが改めて示されました。

我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、これまでの推測を超える厳しい状況にあり、 その対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題と なっており、家庭や地域における子育て支援の推進を目的に、「すべての子ども・子育て 家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とす る「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、「量的拡充」と「質の向上」を両輪として取り組みを進めることが必要です。

新型コロナウイルス感染症により、社会全体が大きく影響を受けているところですが、 次代を担うすべての子どもたちの成長を支えるために、以下について要望します。

1. 保育の質・機能の向上のために

子ども・子育て支援新制度制定時に確認された「量的拡充」・「質の向上」を実現するため、子ども・子育て会議での共通理解でもある、我が国の新制度の安定的定着のために、消費税以外の 0.3 兆円超を含む総額 1 兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

2. 保育人材の確保・定着について

保育の「質の向上」のためにも、保育現場の喫緊の課題である「人材確保」が必要であり、職員の処遇改善が不可欠です。

保育士と全産業の労働者の平均賃金にいまだに差がることや職員の平均勤続年数が 年々伸びている状況にも鑑み、社会的使命と役割を発揮するためにも更なる処遇改善や 環境改善などを要望します。

なお、平成32年度(令和2年度)までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、今後も堅持・継続することを要望します。

3. 公定価格の充実について

子ども・子育て支援新制度 5 年後の見直しにおいて、保育を確保する観点から、公定価格の算定は積み上げ方式を堅持することとなりましたが、現行の公定価格は低い水準であることから、さらなる充実を引き続き要望します。

4. 人口減少地域における保育施設への振興対策等の実施

人口減少地域においても、子どもの育ちと子育て家庭を支援するため、地域から保育 の場がなくならないよう、認可を受けた保育施設(地域型保育事業を含む。)として維持 することなどの施策を要望します。

5. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進について

子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。 また、災害時の復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について迅速な支給等を求めるとともに、外構などの対象拡大及び非常時における衛生用品等の備蓄の検討を要望します。

6. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与について

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体 (市町村等)の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することを要望 します。

7. 子育て家庭の負担軽減について

令和元年 10 月から 3 歳未満児の住民税非課税世帯の家庭及び 3 歳以上児の家庭の無償化が実施されました。支給認定の満 3 歳児の扱いについて、認定間の整合性をとることを要望します。

また、引き続き子育て家庭の負担等の一層の軽減を要望するとともに、さらなる地域子育て支援の充実を要望します。

8. 新型コロナウイルス感染症等の対応について

新型コロナウイルス感染症やその他感染症等の発生時における保育の取り扱いについ

て、その対応を検証し、臨時休園のガイドライン等関連通知の整備などを図ることや、 感染症の状況にも応じ、感染防止用品や保護者への相談のための ICT 機器の整備などを 要望します。

以上

◆自由民主党社会福祉推進議員連盟「総会」に出席 (保育三団体協議会)

令和2年10月29日、自由民主党社会福祉推進議員連盟の総会が開催され、保育三団体協議会を含む、全国社会福祉協議会・政策委員会、全国社会福祉法人経営者協議会等、児童、高齢、障害福祉関係の計14団体が出席しました。保育三団体協議会は、全国保育協議会から万田康会長、日本保育協会と私立保育園連盟からもそれぞれ役員が出席しました。

総会は、厚生労働省から、社会・援護局、子ども家庭局、老健局の各担当者が出席し、 冒頭、社会福祉法人制度改革の状況等について説明があり、その後、代表団体から要望が あり、衆参両議員から質疑応答が行われました。

保育三団体協議会からは、幹事団体である日本保育協会・杉上常務理事から、令和3年度保育関係予算・制度等に向けた要望としている8項目(※)を取り上げつつ、子ども・子育て支援新制度制定時に確保するとされ積み残っている恒久的な財源確保、保育人材の確保・定着等について理解と支援を求めました。

(※)「令和3年度保育関係予算・制度等に向けた要望」の項目内容については、本ニュース2~3ページをご参照ください。

議員からは、新型コロナワクチンの社会福祉施設関係者に対する優先接種に向けて、国の考え方について質問があり、厚生労働省から、ワクチンの特性等を踏まえ、現在検討中であるとの回答がありました。

新型コロナワクチンの優先接種については、全国保育協議会を含めた 20 団体で構成されている全国社会福祉協議会・政策委員会の「ウィズコロナ時代における社会福祉制度の継続・推進のために(要望)」に盛り込まれており、その内容については、以下のとおりです。

(全国社会福祉協議会・政策委員会の要望書から全国保育協議会事務局抜粋)

ウィズコロナ時代における社会福祉制度の継続・推進のために(要望)【一部抜粋】

- 4. 社会福祉施設・事業所のすべての職員を、新型コロナワクチンの優先接種の対象としてください
- 5. 新型コロナウイルスと同時期に発生する恐れのあるインフルエンザワクチンの予防接種について、社会福祉施設・事業所の職員を定期接種(B 類疾病)とし、接種費用を財政措置してください
- 7. 感染拡大防止にかかる経費補助に関し、各地方自治体に対し、社会福祉施設・事業所へ速やかに支給するよう徹底するとともに、地方自治体が独自に基準を設けるローカルルールを是正するよう指導してください

◆処遇改善等加算に関する具体的な説明資料を公表 (内閣府)

令和2年10月29日、内閣府は処遇改善等加算に関する資料をホームページに公表しました。

本資料は、処遇改善等加算について、基準年度の考え方が改定され、「基準年度は、加算 当年度の前年度」とされ、「これにより難い場合は、加算当年度の3年前の年度とすること も可」とされたことから、通知の内容を図等により具体的に解説したものです。

詳細は、内閣府ホームページに掲載されている資料にてご確認ください。

■内閣府ホーム > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 自治体向け情報 > Q&A 集

https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/qa/index.html

「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅰ及び処遇改善等加算Ⅱについて」

(公表日:令和2年10月29日(木))

各種の処遇改善の概要

	内容		対象者	支給方法·使途	手続
処遇改善等 加算Ⅱ	技能・経験を積んだ職員 の追加的な人件費 「基準年度の賃金」(加算 I を含む)に対する賃金改善分	定額加算 4万円×職員数の約1/3 5千円×職員数の約1/5 ※ 配分人数・配分額の柔軟な運用可 ※ 基準年度は、加算当年度の前年度(これにより難い場合は加算当年度の3年前の年度とすることも可)	副主任保育士等及び 職務分野別リーダー等 (職位発令、経験年 数等を満たす者) ※ 令和4年度から研修要 件必須化を目指す ※ 園長は配分不可	確実に賃金改善に充当 (役職手当・職務手当 又は基本給) ※ 20%の範囲内で同一 法人の他の教育・保育 施設の職員にも充当可 (令和4年度までの時限 措置)	計画書実績報告書
処遇改善等 加算 I (賃金改善 要件分)	賃金改善・キャリアアップの 取組に応じた人件費 「基準年度の賃金水準を適用 した場合の賃金総額」及び「人 件費の改定状況を踏まえた部 分」に対する賃金改善分	定率加算 6% (平均勤続年数が11年以上 の場合は7%、キゼア/文要件を満た さない場合は▲2%) ※ 基準年度は、加算当年度の前 年度(これにより難い場合は加 算当年度の3年前の年度とする ことも可)	非常勤職員を含む全 職員	確実に賃金改善に充当 (基本給、手当、一時 金等) ※ 同一法人の他の教育・ 保育施設の職員にも充 当可	計画書実績報告書
処遇改善等 加算 I (基礎分)	職員の平均経験年数に 応じた人件費	定率加算 平均勤続年数に応じ 2~12%	非常勤職員を含む全 職員	適切に昇給(勤続年 数の長い職員の基本給、 手当)等に充当	加算率の認定
人件費単価 (人事院勧告 対応分)	人事院勧告を受けた国家 公務員給与の改定に準じ た人件費の引上げ分	【平成24年度以降の人事院 勧告に伴う人件費の増加率】 ※ 常動保育士の値 H26 2.0% H27 1.9% H28 1.3% H29 1.1% H30 0.8% R元 1.0%	公定価格上算定される常勤職員	適切に給与(基本給、 手当、一時金等)に反 映	なし ※ 処遇改善等 加算(Iの賃 金改善要件 分、II)の前 提条件 3

目 次

- ○各種の処遇改善の概要【上記図参照】
- ○処遇改善等加算 I
 - ※ 加算 I 新規事由について
 - ※ 加算 I 「基準年度」について
- ・加算 I 新規事由がある場合【次ページ参照】
- 加算 I 新規事由がない場合 【 " " 】

- ○処遇改善等加算Ⅱ
 - ※ 加算Ⅱ新規事由について
 - ※ 加算Ⅱ「基準年度」について
- ・加算Ⅱ新規事由がある場合【次ページ参照】
- 加算Ⅱ新規事由がない場合【 "

【様式4・計画書 I 】賃金改善要件(処遇改善等加算 I)について

新規事由 あり

加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していることが必要

賃金改善等見込総額 ≥ 特定加算見込額 となっていること (通知 第4の2(1)ア)

※ 加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うことが必要 (通知 第4の2(1)シ)

【様式4・計画書 I 】賃金改善要件(処遇改善等加算 I)について

新規事由

加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していることが必要

賃金見込総額 \ge **\{加算前年度の賃金水準+加算当年度の公定価格における人件費の改定分** $\}$ となっていること (通知 第4の2(1)ア)

※ 加算当年度の途中において国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の増額改定が生じた場合には、それに応じた賃金の追加的な支払を行うことが必要 (通知 第4の2(1)シ)

【様式6・計画書Ⅱ】賃金改善要件(処遇改善等加算Ⅱ)について

新規事由 あり

加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していることが必要

- a 副主任保育士等、b 職務分野別リーダー等、c 園長以外の管理職 (p54参照) について、 賃金改善等見込総額 ≧ 特定加算見込額 となっていること (通知 第5の2(1)ア)
- 通知第5の2(1) キ・クに定める要件(p54-56参照)

【様式6・計画書Ⅱ】賃金改善要件(処遇改善等加算Ⅱ)について①

新規事E なし

加算当年度において実施する賃金の改善に関する計画が次に掲げる要件を満たし、かつ、その具体的な内容を職員に周知していることが必要

■ a 副主任保育士等、 b 職務分野別リーダー等、 c 園長以外の管理職 (p 54参照) について、
 支払賃金 ≥ {加算前年度の賃金水準+加算当年度の公定価格における人件費の改定分}
 なっていること (通知 第5の2(1)ア)

【様式6・計画書Ⅱ】賃金改善要件(処遇改善等加算Ⅱ)について②

新規事由なし

上記(前ページ)に加えて、

- 通知第5の2(1) キ・クに定める要件(p54-56参照)

◆乳幼児突然死症候群(SIDS)対策強化月間 (内閣府等)

令和2年10月30日、内閣府等は標記 SIDS 対策について、強化月間の事務連絡を発出しました。

令和元年の教育・保育施設等の事故報告の全国集計結果を見ると、死亡事故の多くが、0 ~1歳児で発生しています。また、死亡事故の発生時の状況を見ると、睡眠中の事故が6件 中4件発生している状況になっています。

さらに、自治体における死亡事故の検証報告においては、預かり始めの時期における 0 ~1 歳児の睡眠中の死亡事故について、リスクが高いことが報告されているところです。また、同検証報告において、子どもの胸が床に着いたうつ伏せ姿勢で、顔だけ横に向いていればよいとの認識で保育を行っている様子が見受けられます。

睡眠中の窒息の予防方法としては、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」に記載のあるとおり、医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、子どもの顔が横を向いているだけでは不十分であり、顔が見える仰向けに寝かせ、何よりも、一人にしないことが大切です。

会員の皆さまにおかれましては、この強化月間に改めて SIDS 対策についてご確認いただきたく、下記のホームページ等をご参照いただき、園内での注意喚起、情報共有をお願い申しあげます。

(参考)

- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/data/index.html
- 乳幼児突然死症候群 (SIDS) 対策強化月間について https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000181942_00004.html
- 乳幼児突然死症候群 (SIDS) について https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/sids.html
- ※乳幼児突然死症候群(SIDS)は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因のわからない病気で、窒息などの事故とは異なります。

◆指定都市、中核市及び児童相談所設置市が設置する 保育所に対する指導監査の実施主体について (厚生労働省)

令和2年10月30日、厚生労働省は標記通知等を発出しました。

通知では、「指定都市等が設置する保育所については、当該指定都市等の長が監査を行うことが適当であり、都道府県が設置する児童自立支援施設に対する指導監査を都道府県知事が行うのと同様、指定都市等の長が、自らの団体に対する内部管理権限に基づき行うもの」と整理されました。

そして、事務連絡において、指定都市等が設置する保育所に対する令和2年度の指導監査について、「指定都市等の長が行うよう可能な限りご対応いただくことが望ましいですが、遅くとも、令和2年度中に実施体制を整えた上で令和3年度から実施するよう」示されています。

詳細は、別添資料をご参照ください。